

平成25年（ワ）第2710号事件
名古屋地方裁判所民事第8部合議係
場所 2号法廷
第1回期日
平成26年9月26日 午後2時

福島第一原子力発電所事故 による損害賠償請求事件 ～訴状の概要～

福島原発事故損害賠償愛知弁護団・
同岐阜弁護団

福島第一原子力発電所の 概要

施設の概要

福島第一原発の位置

福島県双葉郡大熊町と双葉町に位置
東側は太平洋に面している

稼働時期

昭和46年1月に1号機が運転開始

本件震災当時の稼働状況

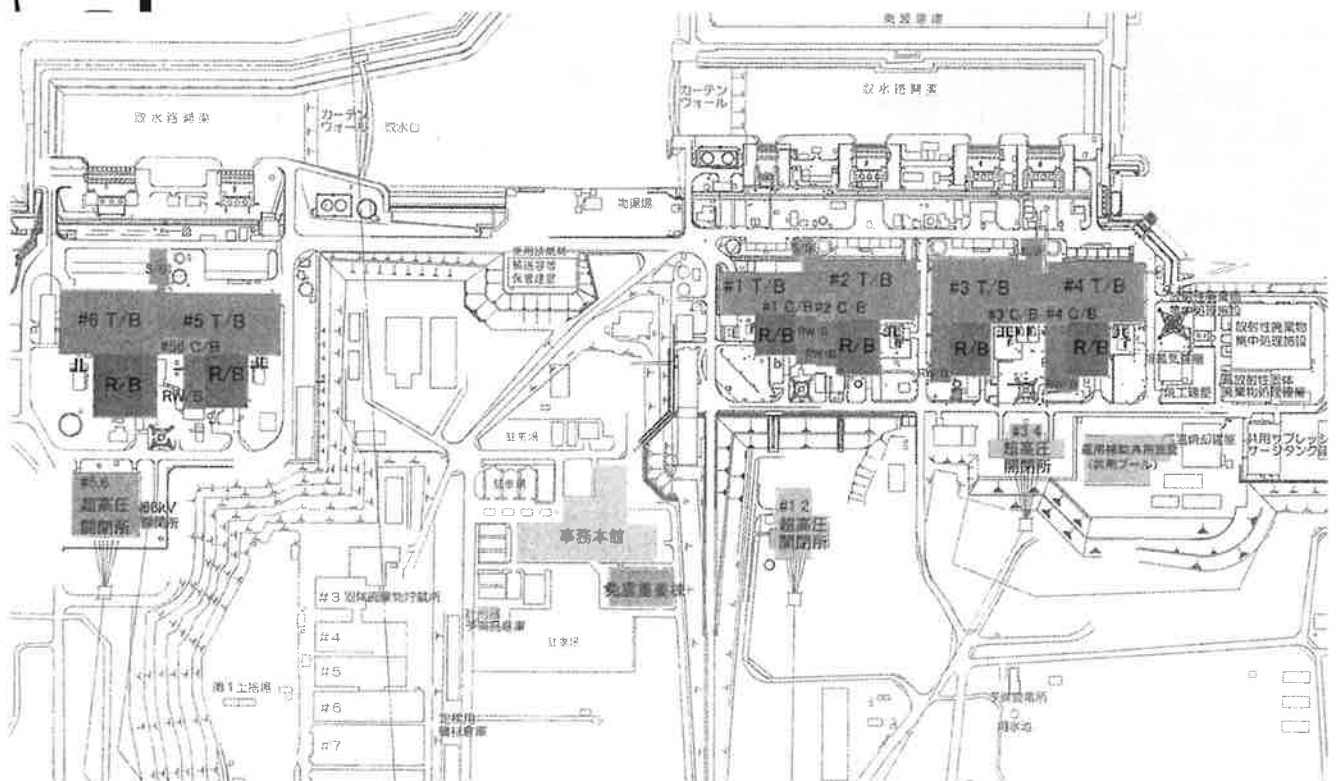
1号機から6号機までの計6基が稼働

1号機～3号機 稼働中

4号機 定期検査中 燃料棒は全て使用済み核燃料
プールにあり

5号機・6号機 定期検査中 制御棒が全て挿入され
た状態で燃料が入れられていた

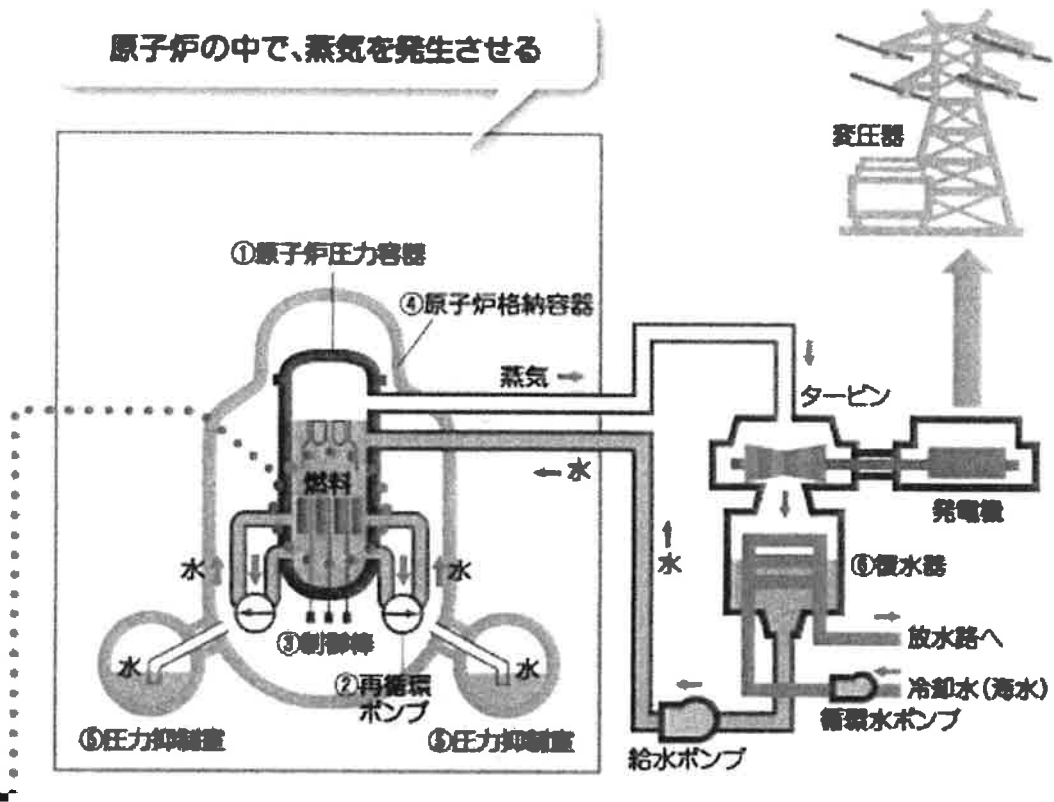
施設の概要



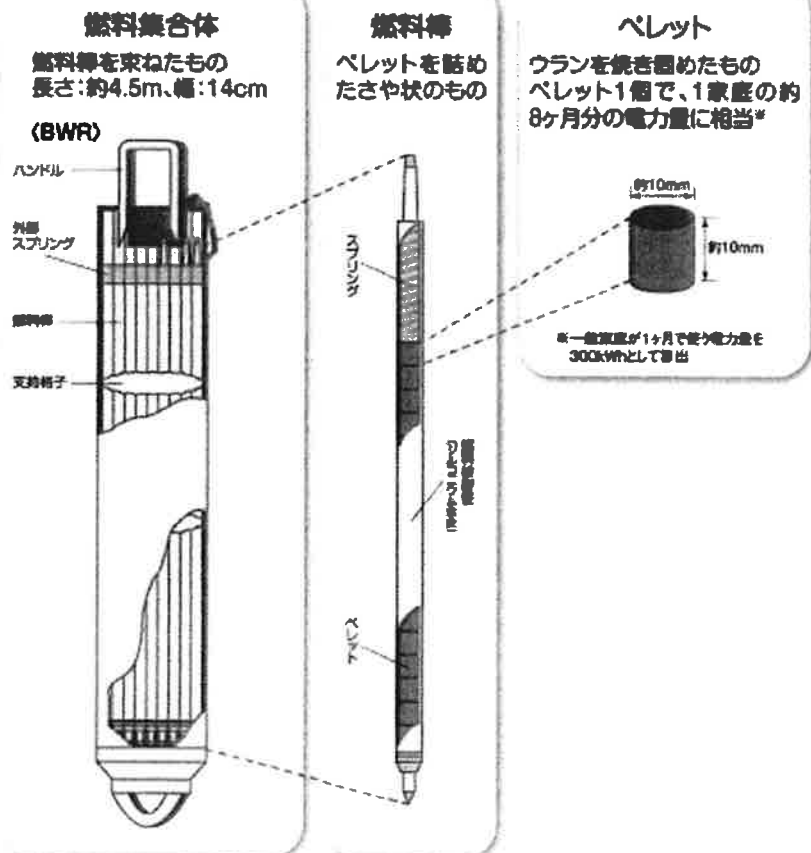
原子炉の構造、原子力発電の仕組み

沸騰水型軽水炉(BWR)

原子炉の中で、蒸気を発生させる



原子炉の構造、原子力発電の仕組み



原子炉施設の安全を確保するための仕組み

3つの安全策

①止める

②冷やす

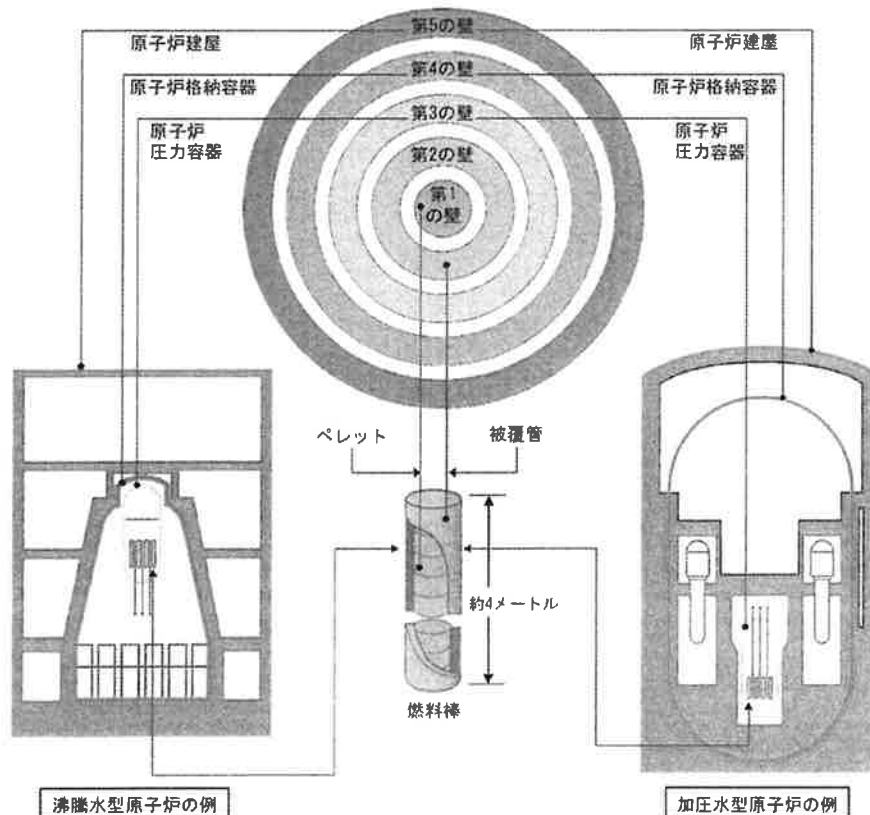
③閉じこめる「5重の壁」

今回の事故

→スクラムにより「止める」ことはできた

→しかし、「冷やす」ことができず重大事故となった

放射能を閉じ込める5重の壁





福島第一原子力発電所事故の概要



事故の概要

本件震災の揺れにより、稼働中であった1号機から3号機は自動的に制御棒が挿入され緊急停止



緊急停止により福島第一原発自体の発電能力喪失
外部電源も喪失



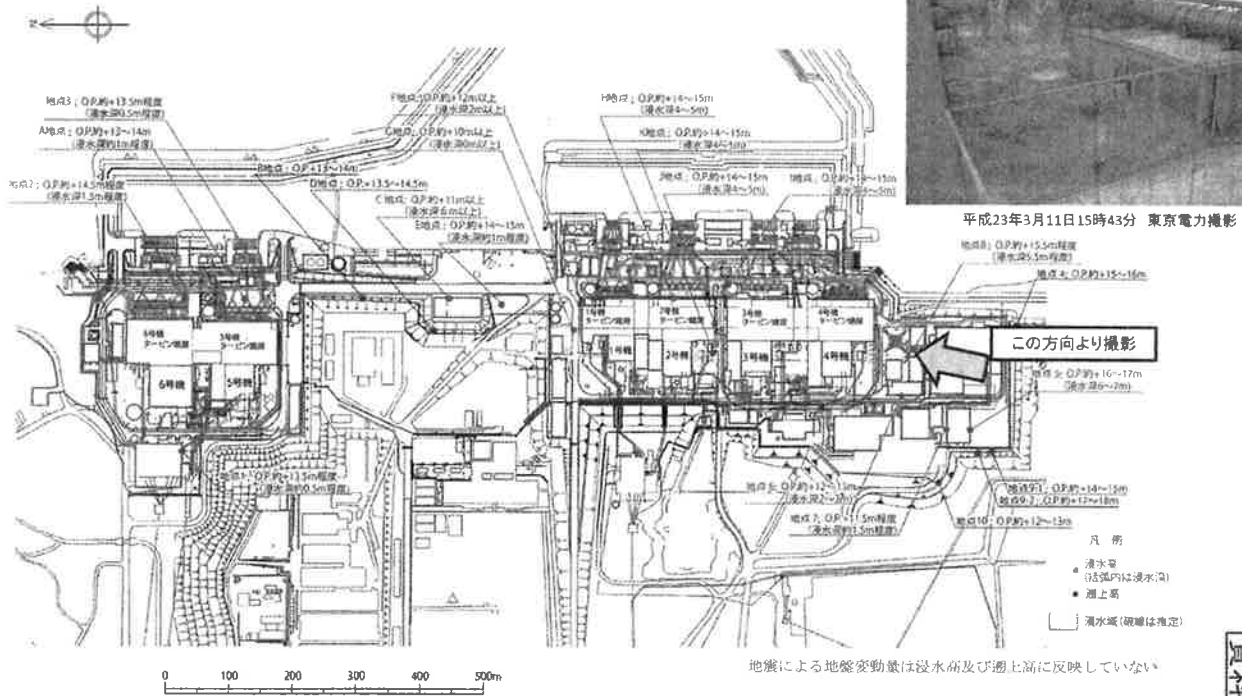
外部電源喪失後いったん非常用電源(ディーゼル発電機)へ切り替え



しかし、津波による建物内に浸水



津波の襲来による浸水状況



福島第一原子力発電所における津波の調査結果(浸水深、浸水深及び浸水域)

東京電力「福島第一原子力発電所 東北地方太平洋沖地震に伴う原子炉施設への影響について」(平成23年9月)を基に作成

資料Ⅱ-11

事故の概要

地下にあった非常用ディーゼル発電機や非常用配電盤等が水没するなどして非常用発電施設が破壊
また、非常用冷却装置による冷却も不可能

↓
その結果、全電源喪失の状態、1号機から3号機は冷却できない状態

↓
1号機、2号機、3号機いずれにおいても過酷事故が発生

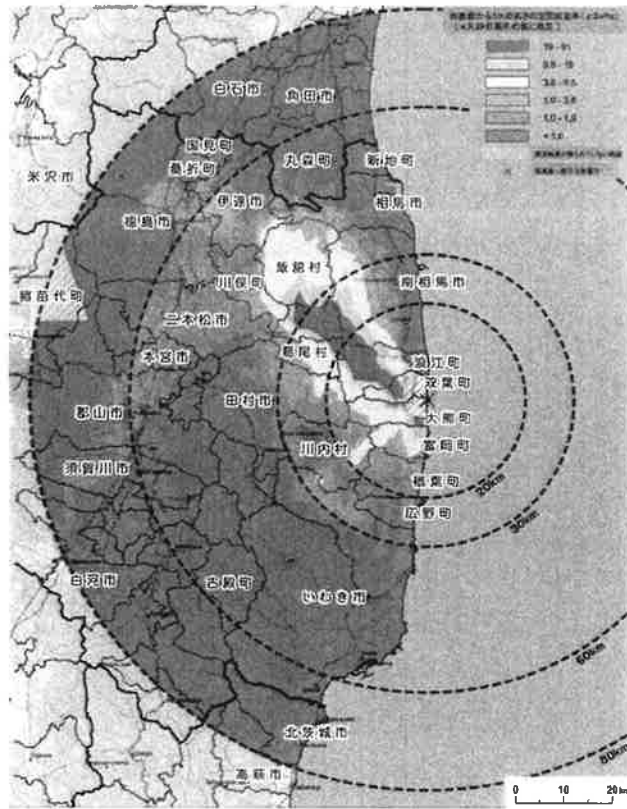
↓
5重の壁をこえ、広い範囲にわたる放射性物質による汚染

本件事故で大気中に放出された放射性物質の総量は、約900ペタベクレルであり、チェルノブイリ原子力発電所の事故の約6分の1強の放出量


放射性物質の拡散

別紙1

文部科学省及び米国DOEによる航空機モニタリングの結果
(福島第一原子力発電所から80km圏内の線量測定マップ)



福島原発事故の責任はどこにあるのか



誰も予想しえない想定外のものだったのか？

答えは、NOです。



東京電力の法的責任

原子力損害賠償法3条1項

「原子力損害」の無過失責任

民法709条

原発のリスクゆえに求められる高度な注意義務がある

民法717条

土地工作物責任

国の法的責任

国賠法1条1項

- ・設置許可自体問題があった
- ・自ら設置許可処分を取り消すべきであった
- ・規制権限を適切に行使しなかった
- ・事故後の避難指示が不十分であった
- ・事故後の放射性物質拡散予測に関する情報の開示が不十分であった



津波に関する知見の進展


★昭和41年～ 福島第一原発設置許可時の想定津波
昭和35年チリ地震のときに小名浜港で観測された最高潮位であるO. P+3. 122mとして設置許可

1号機の非常用海水ポンプはO. P+5. 6mに設置



★平成12年2月 電事連 津波安全性評価

福島第一原発では想定のおよそ1.2倍(O. P5.9m～6.2m)の津波で海水ポンプモーターが止まり、冷却機能に影響が出る。



津波に関する知見の進展

★平成14年7月 文科省地震調査研究推進本部より「地震活動の長期評価について」の発表

三陸沖から房総沖において、マグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%の確率で発生する

国会事故調「本事故時の高い津波はこの長期評価からだけでも予測できた」



★平成18年5月 溢水勉強会での報告

東電が保安院に、O.P.+10mの津波が到来した場合に炉心損傷に至ること、O.P.+14mの津波が到来した場合に建屋への浸水で電源設備が機能を失い全電源喪失に至る危険性があることを報告



津波に関する被告らの責任

★東京電力の責任

平成18年当時、本件事故に至る規模の津波が発生し、全交流電源喪失や炉心損傷に至ることを認識し、または認識しうる状況にあったにもかかわらず、配電盤の設置場所のかさ上げや水密化をして、全交流電源の確保等の対策を行わなかった

★国の責任

平成18年当時、本件事故に至る規模の津波が発生し、全交流電源喪失や炉心損傷に至ることを認識し、または認識しうる状況にあった。

東京電力による津波への対策がなされていなかったの
であるから、国は、設置許可処分を取り消すべきであった
また、東京電力に対し津波への対策をとるように適切な
規制権限の行使をすべきであった。



被害者が奪われたものは何か

本件事故による被害の実態と本質

★健康被害の危険と不安

- ・放射線の被ばくによる影響は晩発性のものがある
- ・目に見えない放射線の被ばくを恐れ、強い不安を感じることは当然のこと

★強いられた生活上の負担

- ・事故直後、突然の避難
- ・悩みぬいた末の避難
- ・不慣れな地での住居探し
- ・不慣れな地での学校生活
- ・頼れる人のない中での生活
- ・新たな人間関係構築での軋轢
- ・苦勞する職探し

★失われた平穩で安全な生活

- ・住み慣れた環境での平穩で安全な生活が根こそぎ奪われた

原告らが侵害されたものは何か一被侵害利益

★「住み慣れた環境での平穩で安全な生活を維持継続する権利」が侵害された！

- ・被爆の不安にさらされない平穩で安全な生活を営む権利
- ・住み慣れた環境に住むことを自ら選択する権利
- ・住み慣れた環境で築き上げてきた生活基盤で社会生活を享受する権利
- ・そのような生活基盤の中で成長発達し、自己実現をはかる権利

損害の額はいくらか

人生そのものを破壊されたに等しい

これまでに東京電力からすでに支払われた金額を差し引いても

一人あたり 1000万円を下回ることはない